

確 認 事 項

時間外労働及び休日労働に関する労使協定の締結にあたり、以下のことを確認する。

- 1 , 職員の健康と福祉を害することにならないように勤務の実情について十分な配慮がされなければならないこと。
- 2 , 大学は、時間外労働・休日労働について実態を調査し、適切な対策を講ずること。
- 3 , 次年度の労使協定の締結にあたっては、少なくとも 3 ヶ月前に、労使で誠意をもって協議を開始すること。

平成 17 年 4 月 1 日

国立大学法人鹿児島大学総務部長

国立大学法人鹿児島大学郡元事業場過半数代表者

国立大学法人鹿児島大学桜ヶ丘事業場過半数代表者

国立大学法人鹿児島大学下荒田事業場過半数代表者

国立大学法人鹿児島大学牧園事業場過半数代表者